

令和3年度予算説明資料 (鳥取県手話施策推進計画関連)

- ・鳥取県社会福祉事業包括支援事業
- ・聴覚障がい者センター事業（聴覚障がい者意思疎通支援事業）
- ・手話でコミュニケーション事業
- ・全国高校生手話パフォーマンス甲子園開催事業
- ・あいサポート運動向上事業
- ・手話で学ぶ教育環境整備事業
- ・私立学校支援等事業（私立学校あいサポート教育推進事業）
- ・障がい者就業支援事業（聴覚障がい者就労支援事業）
- ・特例子会社設立等助成金

3款 民生費

1項 社会福祉費

1目 社会福祉総務費

福祉保健課（内線：7858）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県社会福祉事業 包括支援事業	29,972	30,576	△604			(基金繰入金) 14,300	15,672	
トータルコスト	30,764千円 (前年度 31,363千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

平成29年度まで県が直接支援を行っていた補助事業について、より現場のニーズに即した取組になるよう常日頃から各種社会福祉団体と調整しており、現場のニーズを十分把握している県社会福祉協議会を窓口にすることとし、円滑かつ迅速に事業実施する。

2 主な事業内容

補助事業に要する経費（事業費、人件費（2名分）及び事務費）を支援する。

(単位：千円)

区分	予算額	財源
1 事業費	22,662	
(1) 鳥取県更生保護給産会補助金	80	単県
(2) 鳥取県更生保護観察協会補助金	120	単県
(3) 身体障がい者福祉大会開催事業費補助金	700	単県
(4) 鳥取県手をつなぐ育成会広報啓発事業補助金	560	単県
(5) 精神障がい者等によるピアサポート・研修会等開催支援事業補助金	400	単県
(6) 手話学習会開催事業費補助金	1,350	単県
(7) 肢体不自由児協会広報誌発行事業補助金	240	単県
(8) 肢体不自由児父母の会開催補助金	510	単県
(9) 手話検定等受験料助成事業費補助金	626	単県
(10-1) 介護職員初任者研修受講支援補助金（担い手加算・過疎地就業奨励金含む。）	5,900	基金
(10-2) 生活援助型研修受講支援補助金（担い手加算・過疎地就業奨励金含む）	700	基金
(11) 働く介護家族向け「介護職員初任者研修」開催支援補助金	400	基金
(12) 介護実務者研修受講支援補助金	6,500	基金
(13) 介護職員・小規模事業所グループ支援補助金	800	基金
(14) 介護老人保健施設整備費借入金利子補助金	2,776	単県
(15) ことぶき起業支援補助金	800	単県
(16) 外国人高齢者福祉給付金	200	単県
2 人件費	6,010	単県
3 事務費	1,300	単県
合計	29,972	

3 事業目標・取組状況・改善点

・各補助金がより現場のニーズに即した補助制度になるよう、県社会福祉協議会と連携を密にして補助制度を適切に実施する。

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
聴覚障がい者センター事業（聴覚障がい者意思疎通支援事業）	23,361	23,656	△295	8,154		(負担金) 6,712	8,495	
トータルコスト	24,153千円（前年度 24,443千円）【正職員：0.1人】							
主な業務内容	団体との調整、契約事務等							
工程表の政策目標（指標）	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進							
事業内容の説明								

1 事業の目的・概要

県内3箇所に設置した聴覚障がい者の総合的な拠点である鳥取県聴覚障がい者センターにおいて、聴覚障がい者の社会参加を推進するよう、多様な取組を行う。

2 主な事業内容

① 聴覚障がい者センター関連経費

(単位:千円)

区分	事業内容	予算額
字幕入り映像の貸出事業	字幕入り映像作品の貸出事業を実施する。	3,961

② 要約筆記事業

(単位:千円)

区分	事業内容	予算額
要約筆記者養成研修事業	要約筆記者養成研修・要約筆記者現任者研修の実施、要約筆記者指導者養成研修への派遣等を行う。	10,683
要約筆記者設置・派遣事業	主催者の依頼に基づき、講演会等に要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の情報保障を行う。	8,376
合計		19,059

③ 難聴者向けスピーカーの整備

事業内容	予算額
ヒアリングループに対応していない補聴器を利用している難聴者への情報保障のため、難聴者向けスピーカーを整備する。	341

<聴覚障がい者センターの概要>

設置者	鳥取県
実施主体	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会
設置場所	鳥取市、倉吉市、米子市
聴覚障がい者センターの機能	対象者は、手話を使用するろう者に加え、中途失聴者、高齢難聴者等の聴覚障がい者全てを含む。 (1)聴覚障がい者とのコミュニケーションが円滑に行われる環境づくり 手話通訳者等の養成・派遣、情報提供機器の貸し出し (2)聴覚障がい者が、身近で気軽に相談できる環境づくり 聴覚障がい者相談員の配置 (3)聴覚障がい者の居場所づくり（生きがい、学習、情報収集など） 参加型の日中活動の支援、字幕入り映像の貸出等

3 事業目標・取組状況・改善点

- 上記取組により、聴覚障がい者への支援を行い、聴覚障がい者の社会参加を推進する。
- 平成26年4月、県内3箇所に鳥取県聴覚障がい者センターを設置し、全県的に聴覚障がい者支援の充実を図り、要約筆記者の養成・派遣事業、字幕入り映像の貸出事業等の取組を継続的に実施してきた。
- 今後も引き続き取組を継続し、聴覚障がい者が社会参加しやすい環境整備を進めていくとともに、聴覚障がい者は全員手話が使えるとの認識もまだ多々あることから、要約筆記等、手話の使えない聴覚障がい者への支援に関する理解について、事業を実施していく中でさらに広めていく必要がある。

障がい福祉課（内線：7201）

12目 障がい者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳			備考				
				国庫支出金	起債	その他					
手話でコミュニケーション事業	95,194	90,240	4,954	33,950		(負担金) 19,567	41,677				
トータルコスト	101,531千円（前年度 96,536千円）【正職員：0.8人】										
主な業務内容	団体との調整、契約事務等										
工程表の政策目標（指標）	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進										
事業内容の説明											
1 事業の目的・概要	平成25年10月に成立した鳥取県手話言語条例に基づき、手話を普及し、手話を使いやすい環境の整備を進め、ろう者の社会参加を推進するため、多様な取組を行う。										
2 主な事業内容											
① 手話の普及	(単位：千円)										
区分	事業内容			予算額							
ミニ手話講座の開催	2時間/回程度の県民向け手話講座を県内各所で開催			1,660							
手話サークルへの補助	手話サークル活動を推進するための補助金			600							
手話啓発イベントへの補助	鳥取県聴覚障害者協会が主催する手話啓発イベント開催 経費に係る補助金			800							
聴覚障がい者福祉研修会への補助	聴覚障がい者福祉研修会開催経費に係る補助金			65							
	合計			3,125							
② 手話を使いやすい環境整備事業	(単位：千円)										
区分	事業内容			予算額							
遠隔手話通訳サービス・電話リレーサービス	ICTを活用した遠隔手話通訳サービス及び電話リレー サービスを実施する。			12,451							
音声文字変換システム	難聴者のコミュニケーションを支援するため、音声を文 字に変換して表示するシステムを運用する。			885							
手話通訳士試験受験料の補助	社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが主催する 「手話通訳技能認定試験」の受験料を支援する。			110							
手話通訳者トレーナー	経験の浅い手話通訳者等のサポートをしながら、現場で の技術指導を行うとともに、手話通訳者等の手話表現・ 通訳技術向上を行う。			7,039							
手話通訳者設置・派遣	主催者の依頼に基づき、講演会等に手話通訳者を派遣 し、ろう者の情報保障を行う。			32,109							
手話通訳者養成研修等	手話通訳者養成研修、現任者研修等を実施する。			10,495							
手話通訳者指導者養成研修への派遣	手話通訳者指導者（候補）を手話通訳者指導者養成研修 に派遣する。			1,253							
手話通訳者等の頸肩腕障がい対策	手話通訳者等の頸肩腕障がい予防のための講習会の開催 及び健康診断を実施する。			1,605							
鳥取県手話施策推進協議会	鳥取県手話施策推進協議会の委員報酬、旅費			372							
とつどりの手話を創り、守り、伝える事業への補助	鳥取の手話を整理して記録し、地域の手話を残す取組を 支援するための補助金			100							
聴覚障がい者相談員設置事業	地域に聴覚障がい者相談員を配置し、聴覚障がい者から の各種相談に対して助言、関係機関との調整等を行う。			24,125							
手話通訳者等派遣費の補助	障がい者福祉団体がイベント等を開催する際の手話通訳 者・要約筆記者等の派遣に係る経費に対する補助金			100							
	合計			90,644							
③ コミュニケーション支援事業	(単位：千円)										
区分	事業内容			予算額							
障がい者の居場所づくりに対する支援	障がい者と地域住民とが交流できるサロンを設置して、 障がい者が孤立化しないよう交流の機会を提供する取組 に対する補助金			1,000							
難聴者等向けコミュニケーション学習会の開催に対する支援	難聴者、中途失聴者等を対象に、手話を含むコミュニケ ーション手段を楽しみながら学ぶ学習会等を開催する取 組に対する補助金			425							
	合計			1,425							
3 事業目標・取組状況・改善点											
・手話施策推進計画に定める目標											
登録手話通訳者数 令和5年度末 65人											
手話講座等受講者数 令和5年度末 2,500人/年											
・手話の普及、手話を使いやすい環境の整備に関する取組を通じて、手話や聴覚障がいに対する理解が広がってきており、関係団体等と連携しながら取組を継続していく必要がある。											

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
全国高校生手話パフォーマンス甲子園開催事業	25,178	25,450	△272				25,178	
トータルコスト	35,931千円(前年度36,108千円)【正職員:1.0人 会計年度任用職員:1.0人】							
主な業務内容	団体との調整、大会広報、契約事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

(1) 全国高校生手話パフォーマンス甲子園の概要

目的	若い世代である高校生をターゲットに、手話パフォーマンスを披露し発信する機会を提供することで、出演者や観客など幅広い人たちに手話を身近に感じてもらうとともに、交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的に開催するもの。
主 催	手話パフォーマンス甲子園実行委員会(会長 平井伸治)
共 催	鳥取県、公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会
参加資格	全国の高等学校、特別支援学校高等部に在籍している生徒
出場チーム	予選審査を通過した15チーム
演技内容	手話を使った歌唱、ダンス、演劇、コント等のパフォーマンス (演技時間:6分以上8分以内)

(2) 大会の開催実績

	日 程	会 場	優勝チーム
第1回	平成26年11月23日(日・祝)	県民ふれあい会館(鳥取市)	田鶴浜高等学校(石川県)
第2回	平成27年9月22日(火・休)	米子市公会堂(米子市)	奈良県立ろう学校(奈良県)
第3回	平成28年9月25日(日)	倉吉未来中心(倉吉市)	熊本聾学校(熊本県)
第4回	平成29年10月1日(日)	とりぎん文化会館(鳥取市)	奈良県立ろう学校(奈良県)
第5回	平成30年10月7日(日)	米子コンベンションセンター(米子市)	真和志高等学校(沖縄県)
第6回	令和元年9月29日(日)	とりぎん文化会館(鳥取市)	真和志高等学校(沖縄県)
第7回	令和2年9月27日(日)	倉吉未来中心(倉吉市)	奈良県立ろう学校

(3) 第8回大会について

令和3年秋に米子市内で開催予定

2 主な事業内容

事業の項目	予算額	内 容
手話パフォーマンス甲子園実行委員会負担金	15,178千円	大会の準備・開催運営(奉迎に係るもの含む)・広報等に要する経費
奉迎対策費	10,000千円	関係機関との協議や奉迎に要する経費 (御視察経費等)
合 計	25,178千円	

※大会の開催経費は、上記の他、日本財団の助成金を活用する。

3 事業目標・取組状況・改善点

- 手話パフォーマンスを披露し発信する機会を提供することで、出演者や観客など幅広い人たちに手話を身近に感じてもらうとともに、交流の推進及び地域の活性化に寄与する。
- 全国で初めてとなる手話言語条例を制定して1年が経過した平成26年11月に、多くの人に手話言語の魅力や手話言語が優れた意思及び情報伝達手段であることを実感してもらうとともに、手話言語とパフォーマンスを通じた交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的に、若い世代である高校生を対象とする大会を鳥取市で初めて開催し、これまでに県内各市で7回開催した。
- 第7回大会は、コロナ禍における大会となり、初のWEB開催となつたが、第4回大会を除き御臨席を賜っている佳子内親王殿下からもビデオ形式のお言葉を賜り、また各出場チームと県内会場をリモートでつなぐなど、WEB開催であっても臨場感のある大会運営を行い、視聴数が9,000回を越えるなど、新たな視聴者層を獲得するとともに盛り上がりのある大会となった。
- 大会開催は、若い世代に手話を身近に感じてもらえる場・機会の提供やきこえない人・きこえる人との交流の契機になる等、手話言語の普及のため、非常に意義のあるものであり、また、本県にとって、全国各地から多く方が来県することにより、PR効果や経済効果を持つ貴重な機会となっている。

令和3年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

12目 障がい者自立支援事業費

障がい福祉課（内線：7193）

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) あいサポート運動向上事業	0	2,000	2,000				2,000	
トータルコスト	0	2,792	2,792	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	委託契約事務、補助金関係事務				
工程表の政策内容	あいサポート運動の推進（障害者差別解消法の理解促進）							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月1日施行）」（以下「法」という）が改正され、企業や店舗などの民間事業者による「合理的配慮の提供」が3年以内に義務化されることに伴い、同法を先取りした「あいサポート運動」発祥の本県において、地域共生社会の取組を加速させるため、あいサポート精神の理解を深めるためのシンポジウムを開催するとともに、民間事業者の「合理的配慮の提供」の環境づくりの支援を行う。

※「合理的配慮の提供」…行政や事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリア（社会的障壁）を取り除くため何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲において対応すること。

2 主な事業内容

（1）あいサポート運動のさらなる推進のためのシンポジウムの開催など

法の改正に伴い、現行「努力義務」であった事業者の「合理的配慮の提供」が義務化されることについて、その背景や理念の理解を深めるためのシンポジウムを開催するなど、県内事業者に広く普及啓発を行う。

[開催内容]民間事業者や学識経験者等による対談、「合理的配慮の提供」実例の報告など

[対象]企業や店舗などの民間事業者、障がい福祉サービス等事業者、当事者団体、あいサポート企業・団体やあいサポートーなど

※新型コロナの感染状況を踏まえ、インターネット配信による実施も検討

（2）合理的配慮実施のための支援

民間事業者が実施する社会的障壁の除去に必要となる経費について、助成を行う。

[補助限度額] 1件30万円 補助率1/2

[補助例]段差解消のための携帯スロープや車イスの購入、筆談ボードの購入やレストランメニューの点字化等コミュニケーション支援に要する経費 など

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・民間事業者や一般県民に対して、法改正に伴う「合理的配慮の提供」の義務化について広く周知し、地域共生社会の実現に向け、理解促進を図る。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)附則第7条においては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し、又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※ 施行期日

公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)を行うことを求めている。

(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、
行政機関等は義務、事業者は努力義務
とされている。)

注: 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」
(平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成



段差がある場合に、
スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真の
カードやタブレット端末などを使う

令和3年度一般会計当初予算説明資料

10款 教育費

5項 特別支援学校費 2目 特別支援学校費

特別支援教育課（内線：7575）
(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
手話で学ぶ教育環境整備事業	7,375	8,077	△702				7,375	
トータルコスト	19,376千円（前年度 19,949千円）【正職員：0.8人、会計年度任用職員：2人】							
主な業務内容	学校との調整 市町村教育委員会との調整							
工程表の政策内容	特別支援教育の充実							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

ろう者とろう者以外が互いに理解し合う共生社会を目指し、学校におけるろう及び手話への理解が深まるよう、教育面における手話に関する環境整備の充実を図る。

2 主な事業内容

(1) 鳥取聾学校における取組

(単位：千円)

区分	内容	予算額
聴覚障がい基礎研修会の開催	初任者、転入職員対象の研修会の開催	23
聴覚障がい教育に関する専門研修会の開催	聴覚障がい教育に関する専門性向上のための研修会の開催	152
手話講座の開催	聾学校教職員及び寄宿舎指導員対象の手話講座等の開催	126
手話講座等への参加経費助成	教職員の手話奉仕員養成講座等への参加経費の助成	120
(新) 手話教育推進委員会視察	コミュニケーション段階表作成に係る県外視察	86
教職員の手話技能検定助成制度	教職員の手話検定料（補助率10/10、1回分）及び通信教育受講料（補助率1/2、上限1万円）を補助	354
手話通訳者の派遣	校内委員会、PTA会議、職員会議等へ手話通訳者を派遣	1,079
	合計	1,940

(2) 地域における取組

(単位：千円)

区分	内容	予算額
(新) ICTを活用した手話パワーアップ事業	・児童用手話検定の開発チームを発足し、手話ハンドブックをもとにした検定の開発と試験的な実施 ・手話学習を実施する小・中・高・特別支援学校と聾学校をオンラインでつなぎ、手話普及支援員による遠隔手話学習支援を実施	810
手話普及コーディネーター・手話普及支援員の配置	ろう及び手話に関する普及活動及び学習教材の利用促進の活動を行う手話普及コーディネーター2名（会計年度任用職員）及び手話普及支援員を配置し、学校へ派遣	3,325
手話学習教材の配付	手話ハンドブック（小学校新1年生等）及び手話言語条例学習教材（中学校新1年生）の印刷・配付	1,005
鳥取聾学校教職員による出前講座の開催	幼稚園・保育所等、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、その他各種団体への出前講座を開催	165
教職員の手話技能検定助成制度	教職員の手話検定料（補助率10/10、1回分）及び通信教育受講料（補助率1/2、上限1万円）を補助	130
	合計	5,435

※会計年度任用職員の入件費は教育人材開発課の職員入件費に計上

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

- ・研修実施等をとおし、鳥取聾学校及びひまわり分校の教職員の手話技術を向上させ、学校における手話に関する環境整備の充実を図る。
- ・地域の学校における手話の取組を進める中で、ろうに対する理解の促進を図る。

<取組状況、改善点>

- ・鳥取聾学校及びひまわり分校の教職員の手話技術向上等に関する補助と、ろう者の教員が会議等に参加できるよう、手話通訳者派遣を行った。
- ・鳥取聾学校及びひまわり分校に手話普及コーディネーターを配置するとともに、県内に広く手話普及支援員を募集し各学校での手話学習を支援した。

令和3年度一般会計当初予算説明資料

総合教育推進課（内線：7814）

8目 私立学校振興費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立学校支援等事業	131,621	124,121	7,500	1,120		(受託事業収入) 377	130,124	
トータルコスト	154,592千円（前年度146,944千円）〔正職員：2.9人〕							
主な業務内容	補助金交付事務、関係機関との連絡調整、許認可事務等							
工程表の政策目標(指標)	県内の私立学校等がそれぞれの特色を活かし、多様な教育の機会を提供する							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

私立学校の行う取組に対して幅広く支援を行うことにより、人材育成の場としての私立学校の魅力向上に資する。

2 主な事業内容

(単位：千円)

事業名	内 容	予算額
(1)私立学校JET-ALT配置支援事業	私立中学・高等学校が行う、JETプログラムを活用したALT配置事業に係る経費に対して支援する。（補助率：3/4）	14,134
(2)鳥取県版スーパー・グローバルハイスクール事業	外国語教育の基盤づくり・充実に積極的に取り組む私立中学・高等学校に対して支援する。（補助率：3/4）	578
(3)私立学校あいサポート教育推進事業	① 私立学校手話教育推進事業 私立中学・高等学校での手話教育の取組に対して支援する。 (補助率：3/4) ② 私立高等学校等特別支援教育サポート事業 特別な配慮が必要な生徒に対する学習環境整備等に要する経費の一部を支援する。（補助率：1/2（研修費用等）及び1/3（設備整備））	2,629
(4)いじめ問題対策事業	① 学校満足度などを把握する心理調査(hyper-QU)を実施する私立中学・高等学校に対して支援する。（補助率：1/2） ② 心理調査の結果を活用して、いじめの未然防止につなげる学級経営や早期発見のための研修を実施する。	1,538
(5)私学共済事業等助成事業	① 私立学校協会補助金 私立学校協会が行う、私立学校の教職員を対象とする研修等の開催経費に対して補助を行う。（補助率：1/2） ② 私立学校経営相談事業補助金 私学経営の諸問題に対する研究分析、研修会開催等に要する経費の一部を補助する。（補助率：1/2） ③ 私立学校退職金給付財源補助金 退職金給付の財源積立に対して補助を行う。（補助率：36／1,000） ④ 日本私立学校振興・共済事業団補助金 長期給付事業に係る加入者及び学校設置者の掛金負担に対して補助を行う。（補助率：8/1,000）	111,099
(6)学校法人等連絡調整費	私立学校審議会の運営、優良卒業生知事表彰、私学教育功労者表彰に要する経費及び学校法人、私立学校の認可・調査に係る事務費。	1,643
合 計		131,621

3 事業目標・取組状況・改善点

(1)私立学校JET-ALT配置支援事業（平成28年度に創設）

私立中学・高等学校の3校が本プログラムを活用して、外国語指導助手を配置している。

(2)鳥取県版スーパー・グローバルハイスクール事業（平成27年度に創設）

指定校による生徒の言語活動・外国語能力の充実を図る取組に補助している。

(3)私立学校あいサポート教育推進事業

手話教育に取り組む私立中学・高等学校への助成や特別支援担当教員が、支援の必要な生徒への対応・関係機関との連絡・調整等業務に専念できるよう、その人件費と活動費を補助している。

令和3年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費

1項 労政費

1目 労政総務費

雇用政策課 (内線: 7229)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者就業支援事業	42,666	42,296	370					42,666
トータルコスト	58,796千円 (前年度 58,283千円) [正職員: 1.5人、会計年度任用職員: 1.5人]							
主な業務内容	実施委託業務 (契約締結、決算、支払い)、企業訪問、セミナー開催、関係機関との調整・会議							
工程表の政策内容	障がい者の職場定着や離職防止に向けた、関係機関の連携による支援体制の確立							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

障がい者の就業支援の強化を図る。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内容	予算額
障害者就業・生活支援センター体制整備事業	障害者就業・生活支援センター(3箇所)に以下の職員を配置する。 ・職場開拓支援員、定着支援員、業務補助員を各センターに1名ずつ配置する。	37,274
障がい者雇用アドバイザー配置事業	障害者雇用アドバイザーを県に1名配置し、企業トップ等に対して障がい者の新規雇用等の働きかけを行う。	687
障がい者職場実習	職場実習の受入事業所に謝金を、実習生に奨励金を支給する。 (各1日1,000円)	3,383
障がい者就労ネットワーク事業 (発達障がい者就労支援ネット)	発達障がい者に対し、関係機関で構成する「支えるネット」により支援するとともに、行政機関等も加わって連絡・調整・改善等を行う「発達障がい者就労支援ネットワーク」を開催する。	300
障がい者就労支援事業 (聴覚障がい者就労支援事業)	意思疎通支援 (障害者総合支援法) の対象外となる面接、職場実習、労働条件の話し合い等に手話通訳者等を派遣する。	250
障がい者雇用優良事業所等の表彰	障がい者雇用に尽力した事業所、優秀勤労障がい者を表彰する。 ・障がい者雇用優良事業所 (2所) ・優秀勤労障がい者 ・職場実習協力事業所 ・障がい者就労グッドサポート事業所 (2所) ・障がい者雇用功労者 (2名)	53
各種セミナー、研修会の共催 (鳥取労働局など)	・就業支援基礎研修会、実践研修会 ・障がい者就業支援説明会 ・障がい者雇用企業見学交流会 等を共催で実施する。	545
障がい者雇用推進啓発事業	啓発物品 (チラシ、リーフレット等) の増刷や新規作成、障害者就業・生活支援センターのホームページの管理を行う。	174
合計		42,666

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

障がい者の就労促進・職場定着を進め、障がい者が働き続けられる職場づくりを支援する。

<取組状況>

(R3.1月現在)

- 東中西部の各障害者就業・生活支援センターに、企業へ職場実習の受け入れ等を働きかける職場開拓支援員 (各1人) と、就業中の障がい者や事業主を訪問する定着支援員 (各1人) 等を配置した。
- 障がい者雇用アドバイザーが、企業トップ等に障がい者の新規雇用を働きかけるとともに、企業見学のマッチングの斡旋等を行った。 (R2.4~12月190件訪問、企業見学マッチング2件)
- 障がい者職場実習 (R2.4~12月142件)、発達障がい者就労支援ネット会議 (R2.4~12月2回)、聴覚障がい者の手話通訳派遣 (R2.4~12月24件) 等の支援を実施した。
- 障がい者雇用優良事業所等の表彰を実施した。 (R2.12月実施、5団体3個人)
- 労働局等と連携し、就業支援実践研修 (12/3(中部)9人)、障がい者就業支援説明会 (2/3、5、9(東中西部))、障がい者雇用企業見学交流会 (1/26(Web)5人) を実施した。

<改善点>

- 障がい者雇用についての企業への働きかけについて、障害者就業・生活支援センター、労働局等との合同企業訪問、情報共有を行うなど連携した取組を強化する。

令和3年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費

1項 労政費

1目 労政総務費

雇用政策課（内線：7229）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特例子会社設立等助成金	5,000	6,875	△1,875					5,000
トータルコスト	5,792千円（前年度 7,662千円）	【正職員：0.1人】						
主な業務内容	申請書の審査 支払い手続き							
工程表の政策内容	障がい者の職場定着や離職防止に向けた、関係機関の連携による支援体制の確立							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

障がい者雇用の確保に資するため、新たに5人以上の障がい者を正規雇用する「特例子会社」の設立や「企業内障がい者多数雇用施設」の設置に対し、障がい者を雇用するための施設・設備の整備・設置費用を助成する。

2 主な事業内容

(1) 主な要件

- ア 県内に「特例子会社」又は「企業内障がい者多数雇用施設」を設立・設置すること。(県外企業等でも可)
- イ 新たに設立・設置する「特例子会社」又は「企業内障がい者多数雇用施設」において、障がい者5人以上を新規正規雇用すること。(ただし、福祉的就労から一般就労への移行を促進するため、施設外就労等の福祉的就労者を雇用する場合も可。)
- ウ 雇用する障がい者のうち、重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の占める割合が30%以上であること。また特例子会社の場合は、全従業員に占める障がい者の割合が20%以上であること。
- エ 障がい者雇用に必要な施設・設備等の設置・整備に要した費用が15百万円以上であること。

(2) 助成額 設置・整備費用、新たに正規職員として雇い入れる障がい者の数に応じて、以下のとおり。

区分			助成金支給額（単位：千円）			
設置・整備に要した費用	新規正規雇用障がい者数	親会社の企業規模	事業開始から6か月後	事業開始から1年6か月後	事業開始から2年6か月後	合計
15百万円以上	5人以上	中小企業	3,750	1,875	1,875	7,500
		大企業	3,750	1,875	1,875	7,500
30百万円以上	10人以上	中小企業	10,000	5,000	5,000	20,000
		大企業	7,500	3,750	3,750	15,000
45百万円以上	15人以上	中小企業	15,000	7,500	7,500	30,000
		大企業	11,250	5,625	5,625	22,500

※助成金は、事業開始日から6か月後に1/2、1年6か月後に1/4及び2年6か月後に1/4を分割支給する

(3) 所要額 5,000千円

区分	新規雇用障がい者数	予算額（千円）	備考
特例子会社（H30事業認定）	10人	5,000	R3で支払い終了予定

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

障がい者を雇用するための施設・設備の整備・設置費用を助成し、障がい者雇用の確保を行う。

<取組状況>

平成28年度から令和元年度までに3社の事業認定を行い、令和2年12月時点で計30人の障がい者雇用につながった。

<改善点>

- ・障がい者の新規雇用の確保のみならず、障がい者の職場定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等と連携し、企業向け研修会等を実施し障がい者が働きやすい環境整備を推進する。

